

第 91 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立八幡児童館ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和2年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立八幡児童館	神戸市灘区篠原北町4丁目8番1号 社会福祉法人同朋福社会 理事長 江川 洋子	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
神戸市立灘児童館	大阪市北区堂島1丁目5番17号 株式会社セリオ 代表取締役 若濱 久	
神戸市立原田児童館	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番14号 社会福祉法人種の会 理事長 片山 喜章	
神戸市立河原児童館	神戸市中央区磯上通3丁目1番32号 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 理事長 玉田 敏郎	
神戸市立高羽児童館	神戸市灘区八幡町1丁目8番19号 学校法人高羽幼稚園 理事長 田川 智	
神戸市立桃山台児童館	神戸市垂水区桃山台3丁目25番地 NPO法人ももやまだい 理事 牟田 耕起	
神戸市立押部谷児童館	神戸市中央区磯上通3丁目1番32号 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 理事長 玉田 敏郎	
神戸市立枝吉児童館		
神戸市立玉津児童館		

神戸市立有瀬児童館	
神戸市立岩岡児童館	
神戸市立太山寺児童館	神戸市西区学園西町5丁目4番 社会福祉法人神戸ワイエムシーエイ 福祉会 理事長 井上 真二
神戸市立櫛谷児童館	神戸市中央区磯上通3丁目1番32号 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 理事長 玉田 敏郎

理 由

神戸市立八幡児童館等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。